

# 一定以上の所得のある後期高齢者医療の被保険者の医療費の窓口負担割合が変わります

- 高齢者の医療の確保に関する法律の改正により、令和4年10月1日から、一定以上の所得のある方は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。
- 窓口負担割合の変更対象となる方は、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%の方です。



令和4年9月30日まで		令和4年10月1日から	
区分	医療費負担割合	区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割	現役並み所得者	3割
一般所得者等※	1割	一定以上所得のある方	2割
		一般所得者等※	1割

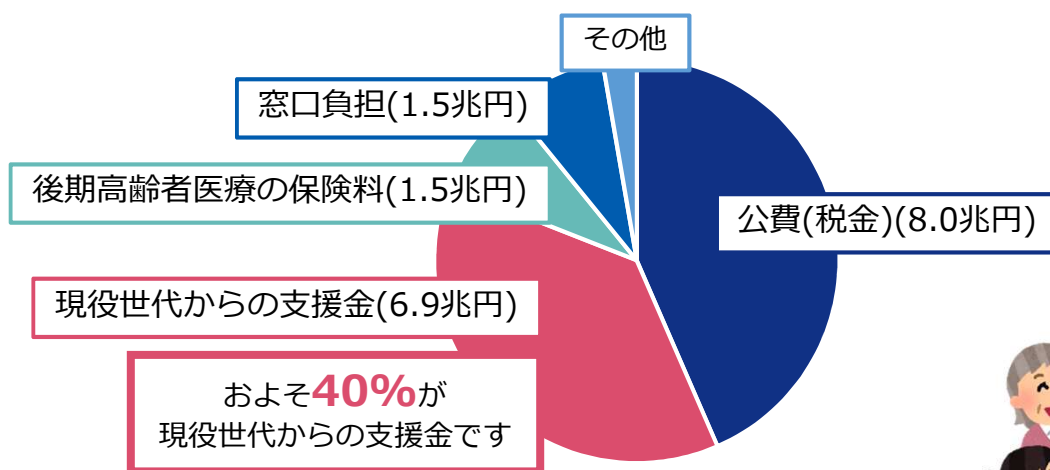
被保険者全体の約20%

※住民税非課税世帯の方は基本的に1割負担となります。

## 見直しの背景

- 令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。
- 後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代(子や孫などの世代)の負担(支援金)となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。
- 今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

### 75歳以上の後期高齢者の医療費の財源内訳 (総額約18.4兆円)※令和4年度予算案ベース



### 約300万人増加

#### 75歳以上人口の増加

1,880  
万人

2,180  
万人

令和3年度

令和7年度

#### 現役世代からの支援金の増加

6.8兆円

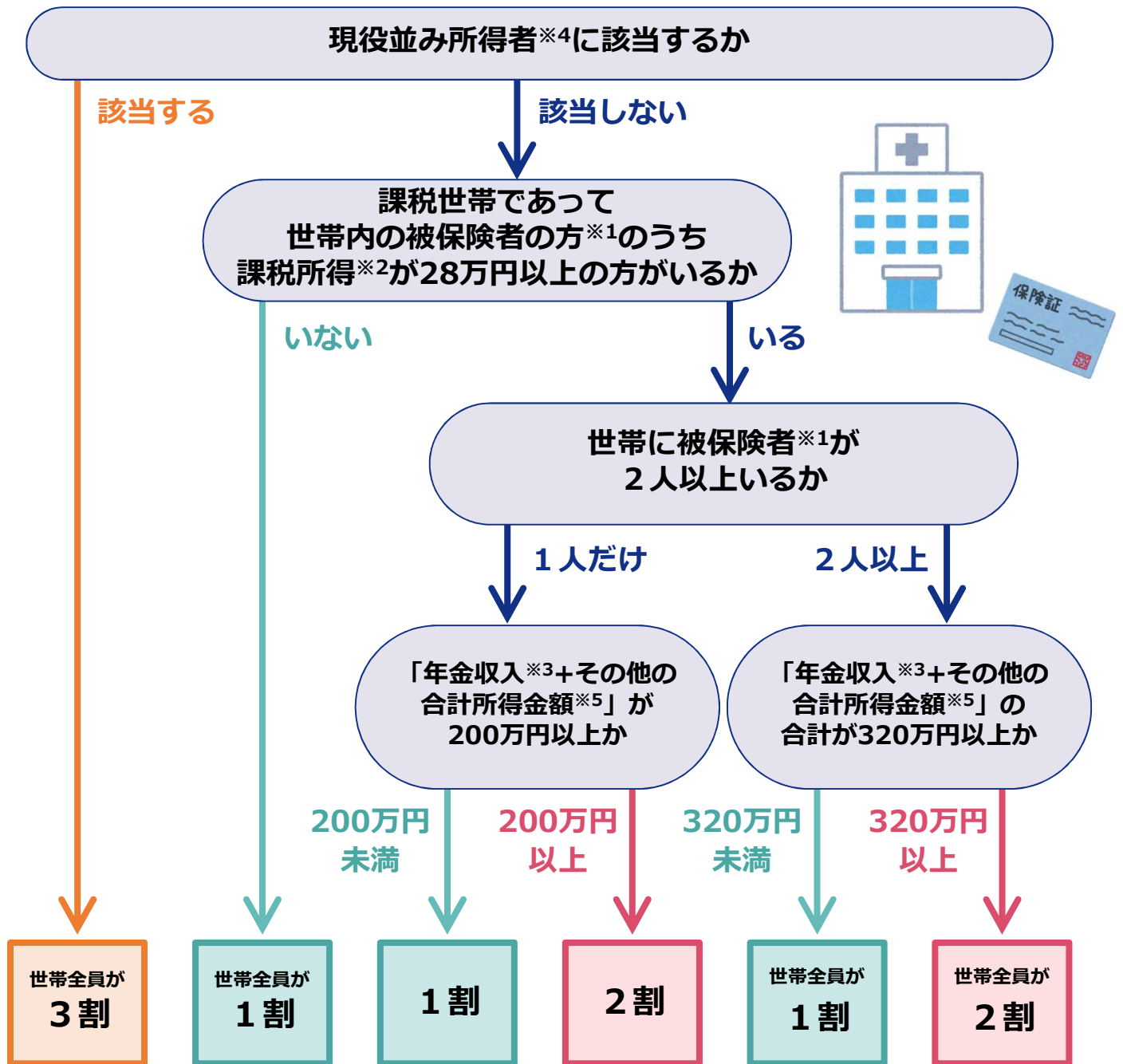
8.1兆円

令和3年度

令和7年度

# 窓口負担割合 2 割の対象となるかどうかは 主に以下の流れで判定します

- 世帯の窓口負担割合が 2 割の対象となるかどうかは、後期高齢者医療の被保険者※<sup>1</sup>の課税所得※<sup>2</sup>や年金収入※<sup>3</sup>をもとに、世帯単位で判定します。  
(令和 3 年中の所得をもとに、令和 4 年 8 月頃から判定が可能になり、9 月中に被保険者証を交付します)



- ※1 後期高齢者医療の被保険者とは  
75歳以上の方と65～74歳で一定の障がいの状態にあると広域連合から認定を受けた方です。
- ※2 「課税所得」とは  
住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)等を差し引いた後の金額)です。
- ※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。
- ※4 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が 3 割の方です。
- ※5 「その他の合計所得金額」とは  
年金収入以外の事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。  
また、給与所得がある場合は、給与所得金額から10万円を控除します。

## 窓口負担割合が2割となる方には負担を抑える配慮措置があります

- 令和4年10月1日の施行後3年間(令和7年9月診療分まで)は、2割負担となる方について、窓口負担割合の引き上げに伴い、1か月の外来医療の負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外)。
- 配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。



### 【配慮措置が適用される場合の計算方法】

例：1か月の医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担割合1割のとき ①	5,000円
窓口負担割合2割のとき ②	10,000円
負担増 ③ (②-①)	5,000円
窓口負担増の上限 ④	3,000円
払い戻し等 (③-④)	2,000円

### 配慮措置

1か月5,000円の負担増を3,000円に抑制するため差額を払い戻します

### 医療費窓口負担割合の見直しに関するお問い合わせは

「北海道後期高齢者医療広域連合」または市区町村の「後期高齢者医療担当窓口」までお問い合わせください。

今回の制度改正の見直しの背景等に関するご質問等は、厚生労働省コールセンター(0120-002-719)にお問い合わせください。

※令和4年1月～3月までコールセンターを開設いたします。

## 2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方へ

2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には、法律の施行時期に申請書を郵送します。申請書がお手元に届いたら、申請書に記載の内容に沿って、口座の登録をしてください。

### ご注意ください！

- 厚生労働省や地方自治体が、電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、キャッシュカード、通帳等をお預かりすることは **絶対にありません**。
- ATMの操作をお願いすることは **絶対にありません**。
- 不審な電話があったときは、最寄りの警察署や警察相談専用電話(#9110)、または消費生活センター(188)にお問い合わせください。

書類は必ず郵送でお届けします

